

## 2 . 日本国憲法に影響を与えた憲法

### ・ 権利章典以後

前章の通り、1689年に作られた権利章典は、以後すべての憲法の根本となる、君主の専制を排除し、国民の自由権を保障した法であった。

この後、憲法典の歴史はイギリスに留まらず、西洋各国において憲法は発展し、制定されていく。

本章では、これら18世紀以降に誕生した近代的憲法を概観するとともに、特に日本国憲法に影響を与えたと考えられる憲法について解説を加えていく。

### ・ ヴァージニア権利章典(1776年)

世界で最も最初に基本的人権を規定したと言われるのが、ヴァージニア権利章典(ヴァージニア憲法)である。この憲法は、当時イギリスの植民地であったアメリカのヴァージニアで制定されたもので、

1. すべての人は生来ひとしく自由かつ独立しており、一定の生来の権利を有するものである。これらの権利は人民が社会を組織するに当たり、いかなる契約によっても、人民が子孫からこれを奪うことのできないものである。かかる権利とは、すなわち財産を取得所有し、幸福と安寧とを追求獲得する手段を伴って、生命と自由とを享受する権利である。

2. すべての権力は人民に存し、したがって人民に由来するものである。行政官は人民の受託者でありかつ公僕であって、常に人民に対して責任を負うものである。(後略)

上記のように、人間は生まれながらにして基本的人権を持っているという「天賦人権」の概念を盛り込んだ憲法である。権利章典以前の法典が、自由権の保障という面に留まっていたのに対し、ヴァージニア憲法は国民の人権が永久不可侵で奪うことが出来ないとしている。この記述は、日本国憲法97条の「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多のため試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」という記述とほぼ同内容であり、ヴァージニア憲法の日本国憲法への影響性を指摘できよう。

### ・ アメリカ独立宣言(1776年)

アメリカ独立宣言は、1775年から始まっていたアメリカ独立戦争の中で、アメリカのイギリスからの独立を宣言する文書である。この中では、人間が生まれながらにして平等であり、また不可侵の人権を持っていることを謳っている。また宣言中には、国民の権利として、政府が国民の権利を侵した場合にその政府を変更する権利(革命権)があるとしている。

革命権の記述は日本国憲法に引き継がれてはいないが、人間が生まれながらにして平等であるという記述は、日本国憲法の第三章に共通した記述を見出すことが出来る(以下独立宣言引用)

われわれは、以下の事実を自明のことと考えている。つまりすべての人は生まれながらにして平等であり、すべての人は神より侵されざるべき権利を与えられている、その権利には、生命、自由、そして幸福の追求が含まれている。その権利を保障するものとして、政府が国民のあいだに打ち立てられ、統治されるものの同意がその正当な力の根源となる。そしていかなる政府といえどもその目的に反するときには、その政府を変更したり、廃したりして、新しい政府を打ちたてる国民としての権利をもつ。新しい政府は、国民の安全と幸福が最大となるような原則の基盤の上に打ちたてられ、また国民の安全と幸福が最大となるような形の権力の組織化を図らなければならない。(後略)

## ・アメリカ合衆国憲法（1787年）

1783年に独立戦争がアメリカの勝利で終わり、アメリカ合衆国は独立を達成することとなった。これに伴い1787年に制定されたのが、アメリカ合衆国憲法である。本文と、後から追加された修正条項で成り立っている。アメリカ合衆国憲法の前文は、これを参考としてGHQ 民政局のハッシー中佐が日本国憲法の前文を書いたという意見が定説である（衆議院の憲法調査会等でも認められている）。

（参考）アメリカ合衆国憲法前文 「われら合衆国の人民は、より完全な連邦を形成し、正義を樹立し、国内の平穏を保障し、共同の防衛に備え、一般の福祉を増進し、われらとわれらの子孫のうえに自由のもたらす恵沢を確保する目的をもって、アメリカ合衆国のために、この憲法を制定する。」

## ・フランス人権宣言（1789年）

アメリカ独立戦争に続いて起きた市民革命であるフランス革命でも、人権保障に関する有名な宣言がなされている。「人間と市民の権利の宣言（Declaration des Droits de l'Homme et du Citoyen）」であり、一般には「(フランス)人権宣言」と呼ばれる。（以下引用）

1条 人は、法の下に生まれながらにして自由かつ平等である。

社会的差別は、公共の利益に基づくのでなければ、存在することはできない。

2条 すべての政治的組織の目的は、人間の生まれながらの取り消し得ない自然権の保全である。

それらの権利は、自由、所有権、安全、及び、圧政に対する抵抗である。

3条 あらゆる主権の根源は、本質的に国民に存する。

いかなる集団、いかなる個人も、明示的に発せられていない権力を行使することはできない。（後略）

上記のように、フランス人権宣言では、法の下での平等、永久不可侵の人権、また主権在民という概念が盛り込まれており、特に主権在民を明示した点が特徴的である（背景には、ブルボン朝を倒し共和制を樹立した革命の経緯がある）。この宣言の内容も、日本国憲法の記述に影響を与えていると言えよう。

## ・ワイマール憲法（1919年）

19・20世紀には多くの憲法典が作られているが、この中で特に画期的であり、日本国憲法に影響を与えた憲法として「ワイマール憲法（ドイツ国憲法）」が挙げられる。

ワイマール憲法は、第一次大戦に敗北したドイツ帝国が、戦後制定した憲法であり、その民主的な内容と進んだ社会権（社会福祉）の記述は、当時最高の憲法と評価された。

また、世界で始めて「生存権」を規定した憲法である。（下引用）

「第151条：経済生活の秩序は、すべての者に人間たるに値する生活を保障する目的を持つ正義の原則に適合しなければならない。この限界内で、個人の経済的自由は確保されなければならない。」

この記述は、現在の日本国憲法25条にある「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」の保障や、公共の福祉に反しない範囲での経済権（財産権）の自由（12条、13条、29条）といった記述と、ほぼ一致するものであり、日本国憲法への強い影響が伺える。

以上のように、日本国憲法が内包する理念は、権利章典にはじまり20世紀に至るまでの、さまざまな憲法典を持ち寄って出来たものであるとも言え、その点で、日本国憲法の中には（前章で述べた通り）自由獲得を目指した憲法典の歴史の系譜の中に位置していると考えられるのである。